

「水野孝子(みずのたかこ)賞」交付規定

第一章 総 則

(目 的)

第1条 本規定は関西医科大学医学部同窓会29回生(関西医科大学 昭和36年卒業)水野孝子殿が関西医科大学の医学研究振興のため優れた研究及び重要な教育・研修を助成する目的をもって寄贈された5000万円を基金として交付するために定めた規定である

(財 源)

第2条 本賞の財源としては 基金と基金の果実をもってあてる

(交付対象・交付金)

第3条 本賞の交付を受けることのできる者は 関西医科大学に在籍する教職員 大学院生及び本学学生とする

2. 優秀な研究論文(科学研究費補助金を申請したものに限り)を発表した教職員に対して 年間1件100万円を交付する
3. 本年度中に国外での学会発表を行う大学院生に対して 年間4件以内1件25万円を交付する
4. 本年度中に本学協定施設における国外臨床実習を行う医学部学生に対して 原則として1件15万円を交付する

第二章 交 付 手 続

(交付申込)

第4条 本賞の交付を希望する者は 一般財団法人加多乃会所定の申込書に必要事項を記入し毎年3月31日迄に一般財団法人加多乃会事務室に提出する

2. 第2条2は 応募論文の提出を必要とする
3. 第2条3は 関西医科大学大学院教務部長の推薦を必要とする
4. 第2条4は 関西医科大学医学部教務部長の推薦を必要とする

第三章 審 査

(審査員の構成)

第5条 審査員は一般財団法人加多乃会代表理事 加多乃会理事会で定めた水野孝子賞審査員1名 学術担当理事7名 医学部同窓会会長及び関西医科大学学長 以上11名の審査員をもって構成する

(審査会の開催)

第6条 毎年4月に審査会を開催し第2条2では応募論文について 第2条3.4では応募者について審査を行う

(審査会の成立)

第7条 審査会は審査員の3分の2以上の出席をもって成立する

(審査会の議長)

第8条 議長は審査会に出席した審査員の過半数の決定により定める

(審査会の議決)

第9条 議決は出席審査員の投票により決定する。ただしやむをえない事情により欠席する委員はその欠席理由を明らかにし、郵送による投票をすることができる。

第四章 交付後の管理

(交付金の使途ならびに研究成果の報告)

第10条 第2条2の交付を受けた者は論文の概要を原則として交付年度の一般財団法人加多乃会が指定する会席上にて報告する。所定の実績報告書は受賞後2ヵ月以内に一般財団法人加多乃会事務室に提出しなければならない。

2. 第2条3.4の交付を受けた者は所定の実績報告書を帰国後2ヵ月以内に一般財団法人加多乃会事務室に提出しなければならない。

(交付金の返還)

第11条 前条の義務を怠った時は交付金を返還しなければならない。

第五章 その他

(本規定の変更)

第12条 本規定の変更は理事会で理事総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

付 則 本規定は令和1年12月7日から施行する。

一部改正 令和4年12月3日

一部改正 令和5年12月2日